

## 伝統的建造物修理心得覚書五拾項

(これは近年伝建修理において文化財の不具合に気を配れない状況やゆとりの無い現場が目立ち始めた為に基本的なことを記したもの)

伝建地区の特定物件は基本的には文化財と同じ扱いとする可し外観に主を於くものとする。  
ただし、根本的には内外共に既存工法・材料を尊重し復原に努める。

基本の考えは、往時の材料・細工・手法を学び慈しみ受け継ぎ後世へと伝えていく事に主を置いた考えである事を記す。

1. 既存様式・工法等は尊重し無闇に変更しない。
2. 伝建地区にある様式を遵守し、他の様式を取り込まない。
3. 修理をする家屋については履歴・痕跡の調査をし、成り立ちや建物の変遷を理解しておく。
4. 伝統建造物の修理では施工期間にゆとりを持たせて取り組むことが大事。(早く終わることが最良ではない)
5. 伝建の修理においては、現時代の一般的な施工と同じ考えでは出来ない部分もある為、指導を受けて判断をしてもらう。
6. 建造物の種類により、同じ修理方法でも良否が変わる。
7. 設計者及び施工者は 施主に伝建制度を説明する義務がある。
8. 設計者及び施工者は 施主に不安を与えてはならない。(制度や工法を熟知する)
9. 復原とは、既存仕様及び痕跡等による復旧修繕を言う。
10. 復元とは、様式に倣い新造するものであり、絵図面より立ち上げる様に既存のものが存在しないもの。復原と復元の判別がつくようにする。
11. 伝建修理は、9でいう復原であり、新造する事ではない。痕跡に辿って修繕するもの。
12. 各部分の復原を行う場合、全様式の建造物を参考とし、全様式で復原して良いか指導を受ける。
13. 担当建築士と施工者間の意思や認識は同じであるように打合せを密にし、理解する。
14. 伝統工法を遵守するが、当該建物に不利な影響を与える事が想像できる場合は指導を受け、それに倣い繕いをした後、正しいかどうかの確認を受ける。
15. 伝統工法といえども、各戸には特徴がある為、他でやっている工法でも良否の確認をする。
16. 自己判断で施工して、様式や其処の特徴を毀損した場合、施工直しになることもあり。
17. 仕上に関しては細心の注意をし、自己判断はせず指導を受ける。
18. 解体時の各部材に残されたメッセージを、判読できない場合は指導を受ける。
19. 部材の表面仕上は尊重し補修の場合も既存材のままの材を継ぎ・矧ぎ等で再利用する。
20. いかなる場合も、現存する部材を保存する。(基本は繕いをし、最大限に既存材を利用するもの。)
21. 柱・梁・敷居・鴨居・天井板・壁仕上等は安易に取替を行わない。
22. 21の部材で切欠きや表面の切削等は、指導を必ず受けること。
23. 部材を必要以上に太くしない、使用可能部分が残る場合は安易に取替をしない。
24. 21の部材を継矧ぎする場合柱においては寸法の増し分は1分(3.0mm)とする。
25. 通りの全ての柱を根継等の修理を行う場合、主要な部分のみ材の入れ替えをする事もあるが指導を受けて判断をする。特に土蔵等通し柱での構成が主なものは安易に取替をしてはならない。

26. 柱梁等に痕跡が有る無しに関わり無く表面の加工はしてはならない。
27. 部材等の表面に汚損・ペンキ等がある場合は、出来る限り拭き取のみとする。(薬剤使用可)
28. 施工者が経験上不具合を感じる場合は、設計者に報告し指導を受ける。
29. 取替えた箇所の既存部材は廃棄処分をせず保管する。指導を受けて廃棄できる場合もある。
30. 構造補強の方法と位置は設計者と協議し、指導を受け有効な位置に設ける。
31. 補強に筋交を設ける場合、場所・強さを考慮し必要以上には強くしてはならない。  
(不必要に強い場合は他への負担と成り、逆に全体ではストレスとなる可能性もある)
32. 取替えや継を施した場合は、記録に残し報告に反映する。
33. 基礎工事において礎石玉石等を掘り起こす必要が発生した場合、指導を受けそれに従う。
34. 基礎束石等が原型を止めて残っているものは、それを再使用とするもの。
35. 基礎切石等を取替をする場合は必ず指導を受ける。取替える場合は全寸法とし、仕上も倣う。
36. 腰壁で納める場合は、板・洗い出し・海鼠等あるが様式違いにならないように指導を受ける。
37. 屋根葺き替えの場合は、燻瓦が基本だが調査において他の材であることが認められる場合は、その葺材で葺き替えることが出来る。特に解体時に調査をして痕跡を確かめておく。
38. 屋根葺き替え工事において、既存瓦が再使用できる場合は最大限再利用する。  
また、古瓦のストックに協力する。
39. 屋根瓦の葺き替えの際、棟熨斗の納まりは当初通りとする。解体時に既存納りを記録する。
40. 葺き替え瓦は 64 版を規準とするが、瓦割りにについては下地造作時より打合せを行い半端なものとならないように納める。瓦葺においても、塹等で現場微調整をする。また、そうならないように、下地の次点で割り込みをする。
41. 熨斗瓦や棟丸は、紐付・漆喰紐・紐無し等既存屋根の往時の資料を参考として決める。
42. 鳥襖瓦等役物で現存するものは、必ず再用する。また、塗り込め軒や化粧垂木等の判断も含め、指導を受けて方向を定める。これにより、雀口の納まりが変わることもある。
43. 際熨斗には鋼板の水切りを取り付けても可。但し、熨斗瓦を包んでしまう水切りは不可とする。(熨斗瓦の意味がなくなるし、様式が変わってしまうことになる)
44. 土壁部分は、修理完了後も土壁の仕上とするが、雨水等での浸食が予測できる部分は指示を受け、整備として板張とすることも可能。(撥水剤塗布を推奨)
45. 水切り庇の納まりは、既存通りに復元修理を行う。簡易式は忌む(最悪の場合施工直しとなる)
46. 解体時に痕跡の無いものを造る事は出来ない。資料等で確認出来る場合はこの限りではないが、指導を必ず受ける。
47. 戸袋や壁付の装置に関しても、資料や痕跡に倣うものとする。整備上新造する場合は、学識経験者に指導を受けて位置・仕上を決めてもらう。
48. 木製建具も構造部材と同じ考えで修繕・繕いをする。
49. 土蔵の土戸を復原する場合は、学識経験者等の指導を受ける。
50. 鋼製建具を入れる場合は、柱の切り込みや切削は避ける。

※ 全てに於いて存在するものを尊重し、其処にある意味を理解して修理を行いたい。  
また、判断は自分ではせず必ず指導を受けるものとする。